

茅ヶ崎市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 0 日

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

茅ヶ崎市条例第 8 号

茅ヶ崎市職員定数条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市職員定数条例（昭和 2 4 年茅ヶ崎市条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「6 月を限度として」を削る。

第 2 条第 2 項を次のように改める。

2 次の各号に掲げる職員は、前項に定める定数のほかに置くことができる。

- (1) 地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 6 条の 5 第 1 項の規定により自己啓発等休業をしている職員
- (2) 地方公務員法第 2 6 条の 6 第 1 項の規定により配偶者同行休業をしている職員
- (3) 地方公務員法第 2 8 条第 2 項又は茅ヶ崎市職員分限条例（昭和 2 6 年茅ヶ崎市条例第 7 3 号）第 2 条の規定により休職にされている職員
- (4) 地方公務員法第 5 5 条の 2 第 1 項ただし書の許可を受け職員団体の業務に専ら従事している職員
- (5) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 1 0 号）第 2 条第 1 項の規定により育児休業をしている職員
- (6) 国、他の地方公共団体その他の団体に派遣されている職員
- (7) 初任教育を修了する日の属する年度の末日までの間にある消防職員

第 2 条に次の 2 項を加える。

- 3 併任を命ぜられている職員は、当該併任に係る職に関し、第 1 項に定める定数のほかに置くことができる。
- 4 第 2 項の規定により第 1 項に定める定数のほかに置いた職員（第 2 項第 7 号に掲げる職員を除く。）が職務に復帰し、又は復職した場合は、その復帰し、又は復職した日から起算して 1 年を超えない期間に限り、当該職員を第 1 項に定める定数のほかに置くことができる。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。